

③ 女性就労の今日的課題

■高田順江

はじめに

(財)横浜市女性協会は、一九八七年十月に設立され、翌八八年九月横浜女性フォーラム、九三年七月フォーラムよこはまが開館した。当協会は、女性と男性がともに自己を確立し、個性を発揮し、あらゆる分野に共同参加することによってよりよい社会を築き上げることをその理念に掲げ、さまざまな事業を全的に展開している。特に女性が性により差別されることなく、母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる仕事に就くことができるように、女性に対する就業支援事業を両館において実施している。

1 女性を取り巻く現実

職安では、求人ファイルにはなかなか思う情報が入っていないのに、就職相談を待つている人はいっぱい、みんな薬をもつかまんなばかりの異常な熱気だ。日本の完全失業率が過去最悪の記録を更新し、昨年十一月の調査で四・四%となった。女性の完全失業者は九十五万人で前年比四万人増となった。また、今春大学を卒業する女子学生の就職内定率は落ち込みが目立ち、昨年十二月時点で、六八・八%と前年同期比で五・〇%のダウン。特に

四年制女子大の学生は五九・四%で同十四・三ポイント減と大幅に低下した。

一方で、男女を問わず個人がイキイキと働けるように男女雇用機会均等法、労働基準法および育児・介護休業法が改正され、一九九九年四月一日から施行される。

この激変する現実とめざすべき将来像を視野にいれて、当協会は、女性のライフステージに応じ、もう一度仕事に就きたい人向け、仕事を創りたい人向け、働き続けたい人向け、初めて仕事に就く人向けの講座を提供している。

つぎにこれらの実施事業からみる実態を述べてみたい。

2 もう一度仕事に就くために

① 再就職準備講座「ルトラヴァイエ」

講座「ルトラヴァイエ」は、横浜女性フォーラム開館以来十一年間実施している基幹講座である。講座のカリキュラムは、無職の女性が自分自身の三か月後、三年後、十年後の「仕事をしている自分」を描き出し、実際にその仕事に就くために求職活動の第一歩を踏み出すことができるように、十分練られて開発されている。講座のキャッチフレーズは

「自分を知り、社会を知り、自分で決める」である。

「横浜市女性の就業等に関する調査報告書(平成八年二月)」によると、二十歳代・三十歳代既婚で子どもも有りの女性では、四人に三人が仕事に就きたいと答えている。そこで、この層をターゲットに一九九八年春「三十代からの挑戦」というタイトルで講演を実施し、講座「ルトラヴァイエ」三十期受講者を募集したが応募者は定員二十四人に満たなかった。

原因としては次のように考察できる。先の調査で既婚で子どもも有りの女性にとつて、希望する勤務形態についてはパートタイマーが半数近くで、次いで正社員として働きたいが二割となっている。また、通勤時間としては三十分未満が七割に近い。この制約条件のなかで仕事を求める女性たちは、現実的には、講座を受講する前に、家の近くでアルバイト・パートの募集情報をキャッチし、応募し、就労する行動パターンをもっているのではないかと思われる。

そのような実態のなかで講座「ルトラヴァイエ」三十期を受講した人は、正社員として働きたいという人が半数近くいた。この期待に沿うべく講座「ルトラヴァイエ」のカリキュラムの検討を行った。再就職最新情報(現状

- 1 女性を取り巻く現実
- 2 もう一度仕事に就くために
- 3 仕事を創るために
- 4 働き続けるために
- 5 初就職のために
- 6 子育て期の女性と就労
- 7 男女雇用機会均等法に期待する

と有効な資格)、求職技術(履歴書の書き方と面接のマナー)の内容を充実させ、ケーススタディとして働く女性のモデルをより多く登場させ、広がる女性の職域と可能性を提示した。さらに実践に役立つ内容とするために、講座修了後のフォローアップとしてパソコン講習を強化した。そこではインターネットで求人情報を得る学習機会も備えた。このリニューアル版講座「ルトラヴァイエ」三十一期の応募は五十人となった。受講者のプロフィールは次の通りである。

- ・受講者 二十四人(応募者五十人)
 - ・平均年齢 三十八・九歳(二十歳代二人、三十歳代八人、四十歳代十二人、五十歳代二人)
 - ・離職期間 三年以下九人、十一年未満五人、十一年以上五人、有職五人
 - ・希望する勤務形態 正社員十三人、パート八人、未定ほか三人
 - ・修了三か月後の状況 アルバイト三人、パート三人、自宅で教室開設一人
- 三十一期の特徴として、四、五十歳代の五人がリストラによる退職だったことである。女性に向かって、働き続けることを支援しているが、現実には厳しく、いずれも今までの仕事がパソコンに代替されたという。

② 再就職活動の事例から

実際に求職活動をした女性の例を述べる。
 年齢…四十一歳。既婚。子どもなし。
 履歴…大学卒業後、正社員として十七年勤続。
 夫の都合で退職。
 離職…ほぼ一年。

一九九八年秋より再就職情報誌を買い始めたが、毎週段々薄くなっていくのに不安を覚える。ほとんどが派遣会社、看護・福祉、美容、エステ、歯科技工士で埋まっている。実際に自分で応募したいと思う企業は、一時間半まで通勤時間を覚悟しても週に二、三件しかない。人材派遣で働くには、年齢が二十歳代で、ワード、エクセル、アクセス、パワーポイントができることが必須。一か月間毎週三、四件の企業に電話をし、年齢制限を越えて積極的に売り込んで履歴書を送るが、会社説明や面接にこぎ着けたのは三件。三件目にと企画会社のアルバイト採用が決定した。実はこの企画会社も社長がひとりて起業しているものだった。キャリアを持つ者が、アウトソーシングの仕事をつかみ、スタッフを募ってプロジェクトを仕事として成立させている。

「平成十年版・働く女性の実情」(労働省女性局)速報によると、パートタイム労働者は前年に比べ七・八%増加している。パートタイム労働市場では新規求人数は上昇(平成九年版・働く女性の実情)前年比二〇・七%増)しており、一般未就業者はパートタイム労働者として仕事に就いている。また、総務庁「平成九年度就業構造基本調査」によると、女性を中心に派遣労働者化が進み、五年前のほぼ二倍になっている。これは、「雇用の多様化」というよりは、正社員でないパート、派遣労働者層が増加している現実を表している。特にリストラを進める企業の間では、正社員を減らし、その業務を派遣労働者で代替させるアウトソーシングの流れが顕著である。

る。

このような動きを再就職支援の観点から今後重視すべきことと認識して、再就職は企業に正社員として雇用されるだけでなく、アウトソーシングされた業務をこなせる高度な専門能力をもった派遣労働者になれるよう支援すること、あるいはその業務を受注する会社をつくることという選択肢を拡充していかなければならないだろう。

③ いろいろな働き方に挑戦する

講座「ルトラヴァイエ」の他に、「市民講師養成講座」「職域開拓関連講座」を開発し、趣味から仕事へと発展させた講師業のノウハウを学ぶ講座や、大工、庭師等男性の多い職種へ進出するための入門講座を実施した。カルチャーセンター等で講師として活動を続ける人、大工職、庭師として独立している人など修了者のイキイキとした活躍が報告されている。

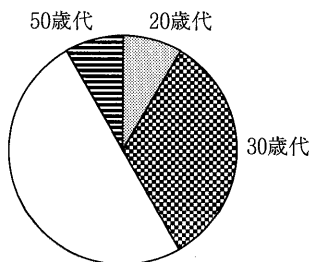
3 仕事を創るために

中高年の女性を雇用する職場はそう多く望まず、そこで雇われて働くのではなく、自ら職を創りだそうと、再就職講座「ルトラヴァイエ」の経験を踏まえて、さらに新しく発展的な試みの一つとして「マイショップ、マイビジネス」講座を開発し、一九八九年度より起業家育成に取り組んだ。現在は、起業のノウハウを学び、自分の職業計画を立案する講座と、それを具体化するための「起業相談」を実施している。

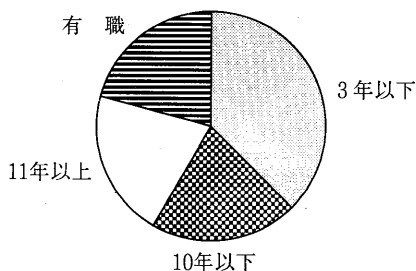
講座ルトラヴァイエ31期

1. 年齢構成	
20歳代	2
30歳代	8
40歳代	12
50歳代	2
2. 離職期間	
3年以下	9
10年以下	5
11年以上	5
有職	5

年齢構成



離職期間



今年度の受講者三十五人のプロフィールも例年通り、三十歳代、四十歳代で八割を占め、早く起業したいという意欲は過半数を超えた。実務編では、中小企業指導センター指導員、税理士等専門知識をもつ講師による指導があり、さらに希望者には中小企業診断士による個別相談を設定した。

今期実際に起業したのは一人、三十代前半の女性で、自己資金三百万円を元に民芸品の輸入販売の有限会社を設立した。

起業する際の大きな課題は資金調達であり、自己資金でまかなえる例は少なく、女性起業家のための融資制度の充実とその活用が望まれる。

4 働き続けるために

継続就業支援事業として、研修機会の少ない女性を対象に、各種講座、セミナーの開催のほか、働く女性をネットワークするメンバーズサロンを企画、運営している。講座「キャリアマネージメント」は、働く女性が現在のワークスタイル、ライフスタイルをシステム思考とフレッシュな発想で振り返り、新しい行動を促すための方法論を学ぶために開発されたワークショップ形式の講座である。

前述の横浜市女性の就業等に関する調査では、就労継続意向は四人に三人が持っているが、職場における男女の待遇差があると答えた者は約半数いる。そこには、働く意欲があるにもかかわらず、差別のある職場の雰囲気、浮かび上がってくる。講座「キャリアマネージメント」は、こうした女性たちのために、

自らキャリアをマネージメントし、仕事や生き方について新しい方向づけができる力をつける内容となっている。社内で研修を受ける機会の少ない参加者にとつて、他の女性の働く現状を知る機会でもあり、振り返りと今後のキャリア形成にとても役立つ。また、仕事と子育ての両立支援のための情報提供も欠くことはできない。保育所への不満として「子どもが病気の時利用できない」が三人に二人と圧倒的に多い。(横浜市調査による)。これを受けて、一九九九年の厚生省・労働省の政策連携として、両立支援のための重点施策が示されている。厚生省は乳幼児健康支援一時預り事業を拡充し、病気の回復期の乳幼児を預かる施設の範囲を拡大するとともに、新たに施設の空き部屋等を利用して保育や看護婦が預かる場合にも事業の対象とすることとした。労働省では地域における育児の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業を充実させることを掲げている。

5 一初就職のために

初めて仕事に就く女子学生を対象に職業計画プログラムを開発し、講座「キャリアデザイン」を実施してきたが、非常に厳しい就職戦線のなかで、一九九八年度は六月一日～十四日までの十二日間に女子学生のための就職相談会を試みた。大学の就職部職員による個人面接とした。

応募者百二十人のうち相談者は八九人で、四年制大学の四年生が約七割と多数を占めた。

主な相談内容は、内定をとるために何が必要か、などの具体的なことで、業種・コース選択、自己PR法、面接スキル向上、就職活動ノウハウ等であった。大学によっては、就職指導が充分でなく、特に国公立大学、単科大学などの女子学生に対する就職ガイダンスは改善を要する状況である。

さらに、米国の大学卒業生、第二新卒、大学院生、社会人経験後の学生なども応募してきた。新卒者を想定する企業の採用枠に入らない女子学生への就職相談を行う場所として、女性センターは期待されている。

6 一子育て期の女性と就労

日本の女性の労働力率を年齢階層別にみると、三十一～三十四歳層を底とするM字カーブが特徴であるが、十年前と比較して二十五～二十九歳層で一三・四%上昇、三十一～三十四歳層で四・八%上昇するなど、M字の底上げが急速に進んでいる。厳しい職場環境のなかで、継続就労している女性を支援する事業の意義は大きい。

M字の底は子育て期と重なる。この年齢層の女性にとつて、仕事をしていない理由に「子どもがまだ小さい」が五割を超え、共働きの半数以上が家事・育児に手をかけられないことへの罪悪感をもっている。仕事と家庭の両立に向けて、法制度の整備のほか、男女共に取り組むことができるような方向への意識の浸透が必要となってくる。一方育児に手がからなくなったら再び仕事に就きたい女性のために、子育てしながら再就職情報を収

集したり、能力開発のための職業訓練を望む女性の声にいかに応えていくかが問われている。

7 一男女雇用機会均等法改正に期待する

全国の女性センターの多くが女性の就業支援事業を行う理由は、現状では雇用面において男女平等が実現していないからである。政府は、雇用の分野における男女の均等取扱いをより実効あるものとするとともに、女性労働者の職業選択や能力発揮の場の拡大を図るため、男女雇用機会均等法等の改正法(案)を一九九七年二月国会に提出し、同年六月成立、公布された。施行は一九九九年四月一日からである。

主な改正点は、以下の通りである。

- ①募集・採用、配置・昇進における女性に対する差別の禁止規定化
- ②法の実効性を確保するための措置の強化

- ③ ポジティブ・アクション促進規定の創設
- ④ セクシュアルハラスメント防止規定創設
- ⑤ 妊産婦に対する健康管理措置の義務化(一九九八年四月施行)

特に前進したことは、事業主に対して、募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇の各分野において、女性に対する差別を禁止する、と規定されたことである。また、「女性のみ」「女性優遇」の措置についても、実質的な男女の雇用機会均等が実現されていない状況を改善するために行う措置以外は「女性に対する差別」として禁止される。これにより、女性の職域拡大に向けて、より一層の具体的支援が必要であろう。

次に特筆されることは、職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するために、事業主は相談窓口の設置や社員への研修など雇用管理上必要な配慮をしなければならないと、規定されたことである。性的な言動に対する女性の拒否により解雇や不利益な配置転換を

されること、性的な言動により女性が苦痛に感じて仕事を手につかないこと等の防止策は、女性が快適な職場環境で働き続けるために必要不可欠の条件である。

今まで述べてきたことを踏まえ、社会・経済環境の変化、少子・高齢化の課題を見据え、女性協会は女性が活躍できる社会の実現に向けて事業を展開し、女性のエンパワーメントを押し進めていきたいと思う。

(財)横浜市女性協会

〈参考文献〉

平成九年度版「働く女性の実状」(労働省女性局)

平成十年度版「働く女性の実状」(労働省女性局)

横浜市女性就業等に関する調査報告書(横浜市/平成八年)

一九九八年度(財)横浜市女性協会事業報告